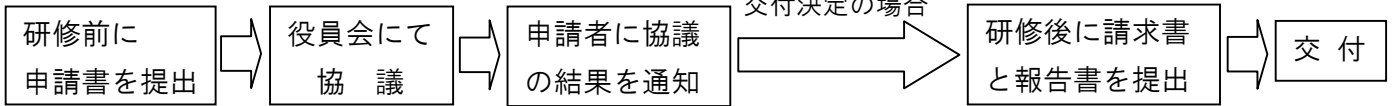


ボランティア研修費助成の手引き

1. 助成の趣旨

みやき町ボランティア連絡協議会では、町内で活動しているボランティア団体が、その活動を深め、より充実させるための自主的な研修会の開催を支援する。

2. 申請から交付までの流れ



◇申請書

ボランティア研修費助成申請書に必要事項を記入し事務局へ提出してください。
申請書提出の際、研修内容がわかる書類があれば提出してください。

◇請求書・報告書

交付決定後、研修終了後1ヵ月以内に請求書（領収書添付）と報告書（※写真データ付き）を事務局まで提出してください。その際、必ず請求書に領収書（写しも可）を添付するものとし、領収書（団体名と但し書きを明記）がないものは助成の対象としません。

※上記書類はみやき町ボランティア連絡協議会事務局（みやき町ボランティアセンター内）にあります。

3. 助成対象団体

みやき町ボランティア連絡協議会へ登録している団体。（※新加入団体は加入の翌年度より対象）
また、各校区に支部があり、校区ごとの活動が主であると明らかな団体は校区ごとの申請を認める。ただし、町から研修費助成を受けている団体は対象外とする。

4. 助成対象経費

団体が活動を深めより充実させるための自主的な研修会開催に要する経費

- ・ 外部講師謝礼 ・ 会場費 ・ 材料費 ・ 交通費 ・ 機材借上費等 ・ 会食費*（1人500円まで）
- ・ 講演会等のチケット購入費*（1人300円まで） ・ 役員会で対象と認める経費

5. 助成対象にならないもの

- ・ すでに終了した事業の経費
- ・ 団体の活動、事業に関する経費
- ・ 飲食のみに使う場合
- ・ 団体の会員または会員に準ずる者への講師謝礼
- ・ 機材等の備品購入費
- ・ 役員会で対象外とされた経費

6. 助成金額消耗

1 団体につき年間1回限り助成し、20,000円を上限とする。ただし、会員が10人未満の場合1人につき800円を上限とする。

また、複数の団体で合同研修会を開催した場合、1回につき20,000円まで助成。

7. その他

助成金は先着順に交付し、予算がなくなり次第応募受付を終了とする。

○問い合わせ みやき町ボランティア連絡協議会事務局
TEL 81-6430（みやき町ボランティアセンター内）